

利根町教育大綱

(令和3年度～令和6年度)

～どの子も活かし，どの子も伸ばす～

令和3年3月

利根町

利根町教育委員会

はじめに

近年の人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展など社会情勢は急速に変化し、家庭環境や教育環境も大きく変化しています。

こうした中、利根町では、子どもの教育環境に配慮した教育を実現するため令和5年度の小学校統合を目指し、また、教育行政の見直しにも重点を置き、特色ある教育を推進するため英語教育やICT教育の充実に向けた環境の整備に取り組んでおります。

子どもたちが将来、出身地を尋ねられた時に、誇りを持って「茨城県の利根町です！」と胸を張って答えられるまちづくり、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進め、いつの日か子どもたちが利根町に戻り、一緒にまちづくりに取り組むことを楽しみにしています。

令和3年3月

利根町長 佐々木 喜章



目 次

1	教育大綱策定の趣旨	1
2	教育大綱とその他の計画との関連	2
3	教育大綱の対象期間	3
4	基本方針	4
5	基本目標	4
6	基本理念	4
7	基本施策	4
8	グランドデザイン	7

1 教育大綱策定の趣旨

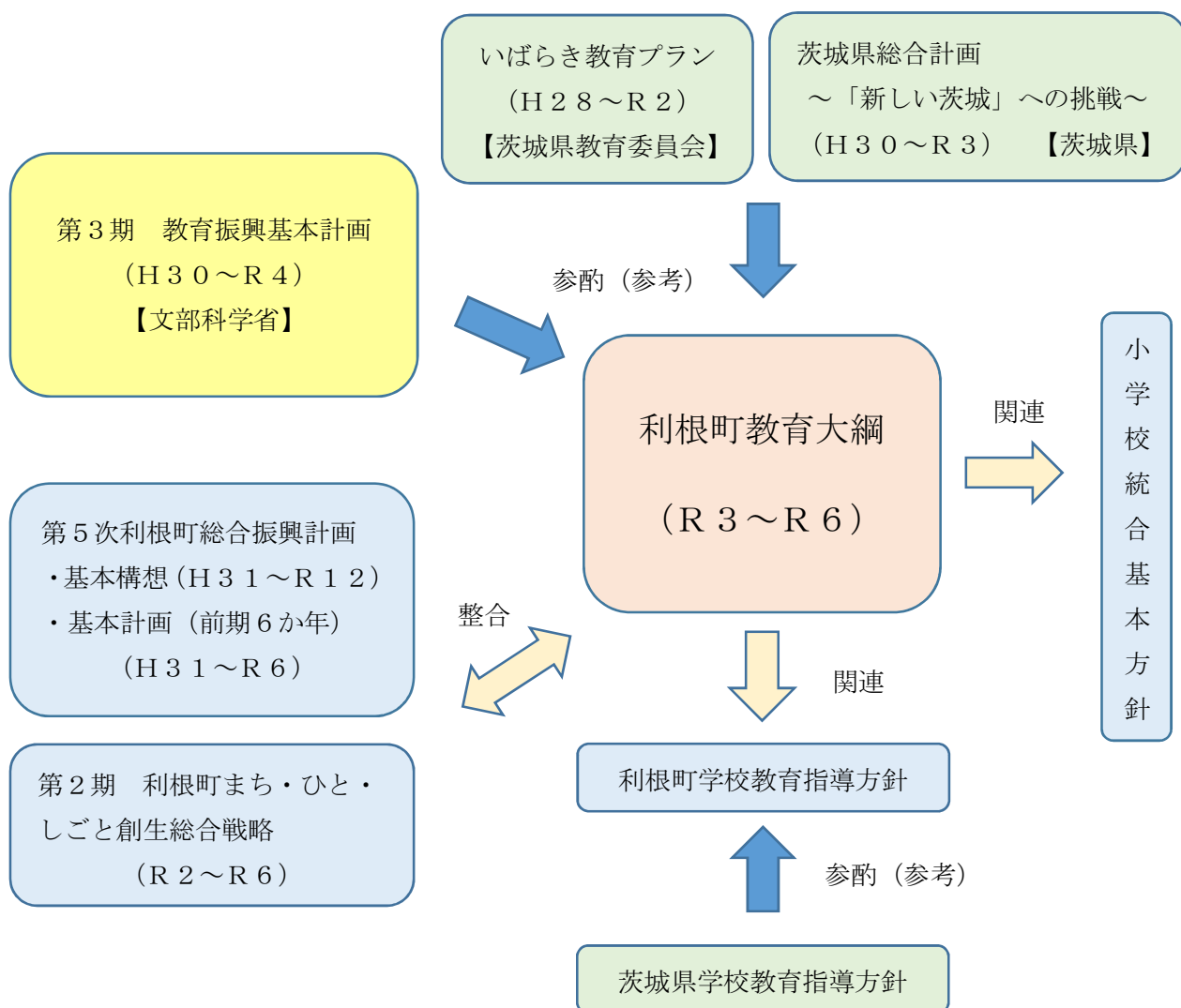
本町では、平成27年4月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、利根町総合教育会議設置要綱により設置した総合教育会議を開催し、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定めた「利根町教育大綱（以下「教育大綱」という。）」を平成28年3月に策定いたしました。

教育大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間としており、この間、教育振興基本計画として位置付けしている第4次利根町総合振興計画4期基本計画及び本町の教育目標に基づき、さまざまな施策に取り組んできました。

しかしながら、昨今のわが国の社会経済情勢における少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化の中、町においては「第5次利根町総合振興計画」を策定したことから、教育大綱を改訂いたしました。

2 教育大綱とその他の計画との関連

教育大綱は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、国の「第3期 教育振興基本計画」及び茨城県の「いばらき教育プラン」等を参酌するとともに、「第5次利根町総合振興計画」等、町の計画と整合性を図りながら、重点的に取り組む目標や施策の根本となる方針を示したものです。



3 教育大綱の対象期間

教育大綱の対象期間は、第5次利根町総合振興計画基本計画（前期6か年）の期間との整合を図るため、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。ただし、その間においても、教育をめぐる社会状況の変化や国の教育振興基本計画の変更等があった場合には、その都度、必要な見直しを検討します。

計画	年度 (R)	元 (H31)	2 (R2)	3 (R3)	4 (R4)	5 (R5)	6 (R6)	7 (R7)
	第3期教育振興基本計画 (H30～R4)		→					
いばらき教育プラン (H28～R2)		→						
茨城県総合計画 (H30～R3)		→						
第5次利根町総合振興計画 ・基本構想 (H31～R12) ・基本計画 (H31～R6)		基本構想 (H31～R12)						
		基本計画 (H31～R6)						
小学校統合基本方針 (R5.4に統合方針)		R5.4 布川小学校に統合方針 →						
教育大綱 (改訂) (R3～R6)		→		利根町教育大綱 (R3～R6) →				

- 4 基本方針 「誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり」
- 5 教育目標
- 水と緑を愛する 心豊かな人間性の育成
 - 伝統と文化を育み 共に学ぶ活動の育成
 - 奉仕活動等を通じた 思いやりのある心の育成
 - 語らいのある 明るい家庭の育成
 - 未来にはばたく 青少年の育成
- 6 教育理念 「どの子どもを活かし，どの子ども伸ばす」
- 7 基本施策

(1) 特色ある学校教育の推進



学校，家庭，地域が連携・協働しながら，新しい時代を
よりよく生き抜く児童・生徒の育成を目指します。

- 就学前教育の充実
- 安全・安心で豊かな教育環境づくり
- 義務教育の充実
- 児童・生徒の安全対策の充実
- 学校・家庭・地域の連携・協力の推進

(2) 学びやすい生涯学習環境の整備



「1人・1スポーツ・1学習のまちづくり」を目標に、
生涯学習社会の実現化を目指します。

○地域の特性を活かした生涯学習事業の推進

○生涯学習環境の整備充実

(3) 参加しやすい文化・スポーツ環境の整備



文化芸術活動やスポーツに親しむ環境をつくれます。

○文化活動の推進

○町の文化遺産の保全

○生涯スポーツの推進

「SDGsの17の目標」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標で、誰ひとり取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標です。

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>国内及び国家間の不平等を是正する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な消費生産形態を確保する。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。</p>

